

小規模通所介護事業所の移管について

利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、区市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、介護保険法の改正により平成28年4月1日から地域密着型サービスに位置付けられることとなります。

この改正により、90事業所が東京都から板橋区へと移管されます。

1 事業所数

区内に所在する通所介護事業所173カ所の内訳

移管事業所	認知症対応型	東京都指定事業所
90	23	60

2 みなし指定について

平成28年3月までに東京都から指定を受けている事業者については、医療介護総合確保推進法附則の規定により、区の指定を受けたものとみなされます。みなし指定の有効期間は、改正前に指定を受けた日から6年経過した日までです。

3 今後の指定について

既存の地域密着型サービスについては、現在公募により新規事業者を計画的に決定しています。今回移管される小規模な通所介護事業所については、公募指定対象ではないため、基準に適していればその都度指定をすることとなります。

4 地域密着型サービス指定基準の改正について

厚生労働省の省令に基づき、板橋区の条例、規則等を改正する予定です。

なお、区市町村の事務負担軽減のため、条例の制定については1年間の経過措置が設けられており、制定施行していない間については厚生労働省令で定める基準を適用することになります。